

## 第2回住民説明会等による原案に対する意見と対応

意見	件数	意見に対する対応	本文記載箇所	
<b>【河川整備基本方針】に関する事項</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・100年に1度の洪水に対して、ダムはしない、放水路は難しい、遊水地の話もあるように聞いたが、どのように対応するのか。(住民説明会)</li> </ul>	1件	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100年に一度の洪水に対する長期目標としての高津川河川基本方針では洪水調節施設が必要となっています。</li> <li>・本計画では段階的な目標とする流量を安全に流すための対策を検討していますが、この度の計画では洪水調節施設の整備は実施しません。</li> <li>・なお、P27にも記載していますが、必要に応じて見直しを行う予定です。</li> </ul>	-
<b>【4. 河川整備の目標に関する事項】</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全く主旨に同感。大いに推進して災害防止に努めてほしい。等 (アンケート)</li> </ul>	25件	-	-	-
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の改修は、川の環境を変えて、自然の流れ、川の本来的もっているものを壊すことになりはしないか。(アンケート)</li> </ul>	13件	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高津川河川整備計画(原案)では、P39に記載しています「(河床掘削の)実施にあたっては、河川の自然の営みと治水対策との調和を図りつつ、平水位以上の掘削を基本として」、P58に記載しています「高津川には、多様な動植物が生息・生育・繁殖しており、良好な自然環境を有しています。その特徴を保全するために、「河川水辺の国勢調査」等の環境モニタリングを継続的に実施して・・・」のように環境に配慮しつつ整備を進めます。</li> </ul>	P39 & P58
<b>【5. 河川整備の実施に関する事項】</b>				
<b>【5.1 河川工事の目的、種類および施工の場所】</b>				
<b>【5.1.2 種類及び施工の場所】</b>				
<b>【(1) 堤防の整備】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河口右岸に堤防をつくって欲しい。(住民説明会)</li> </ul>	2件	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P33に「洪水防御の基本となる目標流量を安全に流すために、堤防高及び川幅不足箇所の堤防整備、河床掘削、樹木伐開等の治水事業を実施します。」と記載していますとおり、目標流量を安全に流すための河道整備を進めます。</li> <li>・なお、施工の場所については、P34以降に記載しています。</li> </ul>	P33
<b>【(2) 河床掘削及び樹木伐開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂を取り除き、河床を下げることで、昔の美しい川が生まれるように思う。(アンケート)</li> <li>・樹木伐開はどんどん推進して頂きたい。川か山か判らないほど、見通しの悪い所がある。(アンケート)</li> <li>・以前より河川内の樹木が繁茂し、そのまま放っていると洪水時に水位が上がり問題である。雑木の除去をして欲しい。(住民説明会)</li> <li>・河川工事は仕方ないが、川の中や周りに暮らす生物にも配慮した方法が重要。(アンケート)</li> </ul>	9件 ----- 30件 ----- 5件 ----- 49件	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P39に「堤防整備を実施しても、目標流量に対して河道断面積が不足している区間においては、断面積の拡大のために河床掘削、樹木伐開を行います。」と記載しています。なお、「次の区間」はp. 39の表5.1.2に記載しています。</li> <li>・P39に「実施にあたっては、河川の自然の営みと治水対策との調和を図りつつ、平水位以上の掘削を基本として、アユの産卵場や瀬、淵及び礫河原の保全に努めるとともに、整備実施後は必要に応じてモニタリング調査を行い、多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境の保全に努めます。」と記載していますとおり、整備にあたっては環境へ十分配慮の上実施するよう進めます。</li> </ul>	P39

※)「赤文字」の箇所は本文の該当箇所を示します。

## 第2回住民説明会等による原案に対する意見と対応

意見	件数	意見に対する対応	本文記載箇所
<b>【(3) 堤防の質的強化】</b> ・堤防をしっかりと方法でつくってもらいたい。(アンケート) ・堤防の裏側から水が吹くような場所があるが、地下の水脈を締め切るような対策は取れないのか。(住民説明会)	17件 5件	対応	P44
<b>【5.2 河川の維持の目的、種類および施工の場所】</b>			
<b>【5.2.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項】</b>			
<b>【(1) 河川情報の収集・提供】</b> ・洪水の情報について、インターネット以外で、現在の水位状況や、今後どれくらいの雨が降るかといった情報をうまく入手できないのか。(住民説明会) ・出水の時、金地橋下流の霞堤から洪水が逆流してきて、道路、畑、農業用の道具や耕耘機が浸かる等の被害があった。洪水の情報の提供方法について、今後の対策を検討してほしい。(住民説明会)	4件 1件	対応	P50
<b>【(4) 河道内土砂の管理】</b> ・派川で川底が上がっているが掘削の計画が示されていない。(住民説明会) ・まず、河口の土砂を取り除き、海への水の流れをスムーズにする必要を感じている。(アンケート) ・現在の河口は、右岸大塚側の20～30mくらいしか水が流れるところがなかった。何らかの対策が必要なのではないのか。(住民説明会)	1件 5件 1件	反映 & 対応	P52
<b>【(6) 内水対策】</b> ・内田地区は内水被害が発生している。対策は考えているのか。(住民説明会)	3件	対応	P53

※)「赤文字」の箇所は本文の該当箇所を示します。

※)「青文字」の箇所は本文の修正箇所を示します。

## 第2回住民説明会等による原案に対する意見と対応

意見	件数	意見に対する対応	本文記載箇所
<b>【5.2.3河川環境の整備と保全に関する事項】</b>			
<b>【(3)水質の保全、水質事故への対応】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本一の清流を守るということを流域全体での目標とし、生活排水対策、産業排水規制を実施する。(アンケート)</li> </ul>	11件 対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・P61に「・・・高津川の水が、流域の貴重な財産であるという意識のもと、節水等の量的対策や家庭雑排水に対する質的対策等、身近にできる取り組みが地域に根付くように広報、啓発活動を進めます。」と記載していますように関係機関と連携を図り、広報、啓発等に努めます。</li> <li>・河川の水質については、P59に「水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い、状況を把握するとともに関係機関等と連携を図り、多様な視点で現在の良好な水質の確保に努めます。」と記述しており、今後も「良質な水質」の維持を図ります。</li> </ul>	P59 & P61
<b>【(4)河川空間の適正な利用】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の癒しの場であり景観も一つの財産と考えていることを考慮して頂きたい。(アンケート)</li> </ul>	7件 & 対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高津川は、瀬と淵が連続するなど良好な景観が保全されていると考えております。また、礫河原を有する河川景観や水面が見える河川景観が高津川本来の姿であると考えています。</li> <li>・河川工事の実施にあたっては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」に基づいて景観について検討することになりますので、P33に「・・・を水系全体で図るとともに、「<b>国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)</b>」に基づいて河川景観に配慮します。」を追記しました。</li> </ul>	P33
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人とのふれ合いがたくさん残っている川である。そこを大事にして欲しい。(アンケート)</li> <li>・水に親しむ場所がない。(住民説明会)</li> </ul>	12件 2件 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P59において、河川空間の保全と利活用に関して「<b>現状の利用状況や将来の利活用への要望等との整合を踏まえ、河川空間の適正な利用が図られるよう環境管理基本計画において、ゾーンを定め管理を行います。</b>」と定めており、現状の利用状況を把握し、河川空間の適正な利用を進めるための管理を行うとともに、「環境管理基本計画」の主旨を踏まえ、親水利用の推進や歴史・文化的意識の啓発に努めます。</li> </ul>

※)「赤文字」の箇所は本文の該当箇所を示します。

※)「青文字」の箇所は本文の修正箇所を示します。

## 第2回住民説明会等による原案に対する意見と対応

意見		件数	意見に対する対応		本文記載箇所
【(5)河川美化のための体制】	・高齢者から子供ま、市民みんなが高津川を守る意識を持つべきである。(アンケート)	5件	対応	<p>・P61に「河川の持つ治水・利水・環境それぞれの機能は、河川管理者、関係機関及び地域住民がともに行動することで、十分な機能が発揮されるものです。</p> <p>治水に関しては、河川の整備は段階的に進められます。つまり、その時点での治水機能を上回る規模の洪水が発生した場合の被害を軽減するために、地域住民の防災意識の向上が必要となります。このため、既に公表している浸水想定区域図に加え、益田市が作成するハザードマップに関しては必要な情報提供や作成支援を行います。</p> <p>利水に関しては、高津川の水が、流域の貴重な財産であるという意識のもと、節水等の量的対策や家庭雑排水に対する質的対策等、身近にできる取り組みが地域に根付くように広報、啓発活動を進めます。</p> <p>環境に関しては、自然体験活動等を通して、身近な自然である高津川に接する機会の提供、将来を担う子供たちへの環境教育の支援等、広く地域住民に高津川に対する関心を高めるための活動を行います。」と記載しているとおおり、高津川の治水・利水・環境の各機能が十分発揮されるよう、住民意識の向上のための普及啓発活動を進めていきます。</p>	P61
【6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項】					
【6.1連携と協働】					
・良い川がたくさん残っているのでPRして大事にして欲しい。(アンケート)		5件	対応	<p>・P61に「高津川では、地域と連携した川づくりとして、今後も地域住民への広報活動に努めるほか、住民の要望や意見を踏まえながら整備に取り組み、必要に応じて支援していくとともに、地域の要望を踏まえ積極的に対応を図ります。」と記載しているとおおり、地域と連携した川づくりを進めていきます。</p>	P61
その他の意見					
・高津川は、多くの県・市町村管理の支流を有しており、これら支流についても併せて整備計画を策定すべき。(アンケート)		13件	対応	<p>・高津川河川整備計画は国管理区間に関する計画ですが、P26の「3.1河川整備の基本理念」の中に、「・・・関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図り、河川整備を進めます。」と記載していますとおおり関係機関の連絡調整を行いながら、河川整備を進めます。</p>	P26
・直轄区間の整備計画であるが、河床が上昇しているのは、県区間もそうである。県区間も併せて土砂を除去するような話はないのか。(アンケート)		2件			
・県管理の支川である荒谷川への逆流についての対策をお願いする。(住民説明会)		1件			
・荒廃した山の再生を保水力の高い広葉樹で行うとかしたらどうか。(アンケート)		10件	対応	<p>・今回は国管理区間の河川整備計画を示したのですが、高津川流域全体の課題として、関係機関と連携を図ります。</p>	-
・山と川と海のバランスが崩れていると思うので、落葉広葉樹のようなものを増やしてはどうか。(住民説明会)		1件			

※)「赤文字」の箇所は本文の該当箇所を示します。